

川崎市教育委員会委員長 峪 正人様

住所 川崎市多摩区

氏名 五十嵐 八千代

平成 27 年度使用高等学校教科用図書について現場の意向を撤回するように求めた具体的な根拠を明らかにすることを求める請願

日頃、川崎市の教育に尽力されていることに敬意を表します。8 月 17 日の教育委員会議におきまして、各委員の方々が小学校の教科書採択について、膨大な時間をかけて吟味し検討され、現場や研究会の意向を踏まえながら選定されたことと思います。

ところが、高校の教科書採択において、7 月 22 日に開催された川崎市教科用図書選定審議会から出された補足意見『「実教出版 302 高校日本史 A」については、様々な方面から議論を呼んでいるため、教育委員会で審議、検討して生徒にとって最も適した教科書の採択を要望する』の答申を受け、教育委員会議で審議し、この教科書を採択した二つの高等学校に対して再度、選択候補を選定するよう依頼し、今月中に臨時に教育委員会議を開催し採択することを決めました。

審議の中でも指摘されていたように、これまでの教科書選択の中で「教科用図書選定審議会」より特定の教科書を採択対象からはずすような意見書を出したことははじめてのことであり、そもそも、教科書検定を受けている教科書について排除することは今の教科書検定制度をくつがえすものであり、「二重検定」というべきものではないでしょうか。

学習指導要領が学校ごとに教育計画を作成するように求めており、何をどう教えるかと教科書は切り離せず、教科書の選択については現場の意見を反映させることを大切にきてきており、特に高等学校においては、教科書無償措置法の対象外であるために基本的にはその採択が各学校に委ねられてきたものであり、教育委員会としてはその意向を尊重して「承認」してきたのではないのでしょうか。二校の現場でも「もっともふさわしい教科書の選択」をしたのであり、それを拒否することは、はっきりした具体的な根拠を提示することが求められています。ところが、審議の中では、7 つある日本史教科書について 5 つの教科書しか提示されないことや、教科書検定を通っている「実教出版日本史 A」の内容に関しても問題とする具体的な根拠がはっきりされていません。そこで以下の点について明らかにされるように要求します。

#### 請願項目

1. 教科書検定を通っている教科書について、特定の教科書を拒否することは行政が教育内容に介入することにならないでしょうか。
2. 7 月 22 日に出された審議会補足意見の中で「様々な方面から議論を呼んでいる。」とされている具体的な中身についてどのように把握され、教育委員会はそれに対してどう判断されているのかを明らかにしてください。
3. 「実教出版日本史 A」が教科書選択から排除した理由について、教科書の具体的な内容をもつて

